国民健康保険税について

◆**平成21年度国民健康保険税（以下、国保税）**……平成21年4月分から平成22年3月分までの国保税のことをいいます。年度の途中で加入した場合は、加入した月から平成22年3月分までの国保税が課税されます。（対象年齢は0歳以上～75歳未満）

◆**納期**……年度の途中で国保へ加入した場合は、年税額を**月割計算**して税額を確定し、届出のあった翌月から残った納期で納付となります。

◆**国保税の納め方**　※普通徴収と特別徴収で支払方法が分かれます。

特別徴収（年金天引）	仮徴収			本徴収		
	4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）

☆65歳以上～75歳未満の方のみの国保加入者世帯は国保税が**年金天引き**となります。ただし、年額18万円未満の年金受給者の方や、介護保険料と合わせた国保税額が年金額の1/2を超える場合には、年金からの天引きの対象とならず、納付書や口座振替等により納めることになります。

＊窓口での手続きにより、年金天引きから口座振替でのお支払いへ変更することが出来ます。その場合、社会保険料控除は、支払った方（口座名義人）に適用されます。

普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	1/4	2/1	3/1

☆年金天引き以外の世帯は、納付書や口座振替などにより納めていただくことになります。

＊国保税の納税通知書は7月中旬に送付します。

＊納税は便利な口座振替をオススメします。（振替日は7月から翌年の2月までの各月25日となります。）

◆**保険税のきめかた**……次の項目の合計額が国保税額となります。

（医療分）限度額＝470,000円

項目	内容	金額及び税率
所得割額	世帯の所得に応じて計算	各人の所得から33万円を控除した金額の7.0%
資産割額	平成20年度から廃止（4税方式⇒3税方式）	
均等割額	世帯の加入者数に応じて計算	加入者1人につき17,000円
平等割額	1世帯いくらと計算	1世帯につき20,000円

（介護分）限度額＝100,000円（H21年度から90.000円⇒100,000円へ）

項目	内容	金額及び税率
所得割額	世帯の所得に応じて計算	各人の所得から33万円を控除した金額の1.35%
均等割額	世帯の加入者数に応じて計算	該当者1人につき5,500円
平等割額	1世帯いくらと計算	該当世帯1世帯につき3,300円

（支援分）限度額＝120,000円

項目	内容	金額及び税率
所得割額	世帯の所得に応じて計算	各人の所得から33万円を控除した金額の1.95%
均等割額	世帯の加入者数に応じて計算	加入者1人につき4,000円
平等割額	1世帯いくらと計算	1世帯につき6,000円

☆平成20年度から75歳以上の方々（後期高齢者医療制度へ移行）を支援する後期高齢者支援金が国保税に加わりました。

◆**介護保険について**……介護保険第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）は、従来の医療分保険税に加えて介護保険料を納めます。**（資格を取得した翌月には更正された納付書が送付されます。）**

◆**国保税の納税義務者**……**国保税は世帯主が加入していない場合でも、国保税の納税通知書は世帯主に送付されます。**これは国保税が世帯毎に課税され、法的に世帯主が納税義務者となるよう定められているためです。（ただし、保険税がかかるのは加入者のみです。）

◆国保税の軽減について、また、納付が困難な場合は、分割納付などの相談にも応じますので、国民健康保険係までご連絡下さい。

【お問合せ】西原町役場　健康推進課　国民健康保険係　☎098-945-4791（内線153・154）

国民年金の21年度一般免除・若年者納付猶予受付開始！

国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の全額または一部が免除される制度、30歳未満の人のために保険料の納付を猶予する若年者納付猶予制度があります。保険料が免除・猶予された期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格期間に算入され、免除された期間は将来の老齢基礎年金の年金額にも減額はされるが算入されます。

※保険料一部免除の場合、減額された保険料の納付が必要です。納め忘れると未納扱いとなります。

1　年金手帳　　2　印鑑
3　失業の場合、雇用保険受給資格者証または離職票の写し
4　平成21年1月2日以降転入の場合、平成21年度の所得証明書
5　代理の場合、委任状（同一世帯でない場合）、身分証明書（免許証、健康保険証等）

20年度（H20.7～H21.6）の一般免除・若年者納付猶予の受付期限は平成21年7月31日までです。まだ申請をされていない方は早めに手続きをされて下さい。

◆7月は障害基礎年金定時届けの提出月です◆

障害基礎年金の受給者で、障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金受給権者（年金コード2650）、20歳前に障害になられた方（年金コード6350）は、所得制限が設けられています。所得確認のために、7月上旬に受給権者所得状況届けが送付されますので、7月31日までに西原町役場に提出するようにお願いします。提出が遅れた場合、年金の支給が停止になることもありますのでご注意ください。

※ 平成21年1月2日以降に転入された方は、平成21年度の所得証明書も必要です。

本人の所得限度額					
扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人
障害基礎年金の全部停止	4,621,000円	5,001,000円	5,381,000円	5,761,000円	6,141,000円
障害基礎年金の一部停止	3,604,000円	3,984,000円	4,364,000円	4,744,000円	5,124,000円

※ 配偶者または扶養義務者の所得限度額による障害基礎年金の制限はありません。

西原町役場　福祉課　社会福祉係　☎ 945-5311（内線123）　FAX 944-6551

ニシハランチュ☆見聞録

ドイツでたくさん学んできます！

安次嶺幸祐君（あしみねこうすけ）

小那覇在住の安次嶺幸祐君（開邦高二年）が、高校生留学等を支援するＹＦＵのスカラシップ（沖縄県国外留学奨学金）でドイツへの交換留学が決まりました。

―留学志望の動機は？

保育園の頃、英語にふれる機会があって、一人で世界を旅したいと思っていたので、募集をみてチャンスだと思いました。

―留学先にドイツを選んだ理由は？

英語だけではなく、他の外国語も身につけたかったので、ドイツを希望しました。

―留学中にやりたいことは？

語学を身につけ、現地でしかわからない文化や習慣も学びたい。ドイツの人に沖縄を紹介していきたい。

―将来の夢は？

研究に興味があるので、研究しながら、人の役に立てる仕事をしたい。

―空手を始めたのは？

留学前に、沖縄の文化とドイツ語を習いたかったので、空手も学べ、道場に体験入門しているドイツ人にドイツ語を学ぶことができる沖縄県空手博物館（館長・外間哲弘空手学博士）に四月から通っています。

安次嶺君は七月中旬に出発し、ドイツのタウフキルフェンで一年間勉強するそうです。ニシハランチュとして、見聞を広めてきてほしいですね！